

## 研究ノート

## 剰余金の配当に係る改正論点

— 会社法施行に伴う「資本剰余金」の史的考察 —

松 永 真理子<sup>†</sup>

## 要 旨

会社法制の現代化という大規模プロジェクトを経た2006年5月1日付で、会社法（平成17年法律第86号）は施行された。そこでは、旧商法において別個の項目であった利益の配当、中間配当、減資、法定準備金の減少、そして自己株式の取得等が「剰余金の配当（会社法 453）」に含まれて統一的に財源規制がかけられている（会社法 461①）。

上の立法措置に対して企業会計サイドは、企業会計基準第5号および同適用指針第8号にて、「純資産の部」の表示を明らかにした。また、法人税法では、資本の部に抜本的な改正が講じられたことに加えて、資本剰余金を原資に含む配当に対して「プロラタ計算式（法令 8 ①十九、法令 23①三）」が適用されている。

本稿においては、会社法の中でもとりわけ「剰余金の配当」に焦点を絞ることで2006年当時の立法対応を吟味する。その上で、会社法施行に独自の対応を示した企業会計ならびに法人税法の改正事項を検討する。

## 1. はじめに

2006年5月1日付で、会社法（平成17年法律第86号）が施行された。会社法制の現代化については、「法務省が取り組んでいる経済活動に関する民事・刑事基本法制整備の一角を占める重要なプロジェクト」（別冊商事法務2004, 1頁）とされ、2002年2月13日の法制審議会第136回会議では諮問（諮問第56号）が実施された。その上で、2003年10月22日において「会社法制の現代化に関する要綱試案」が、2004年12月8日には「会社法制の現代化に関する要綱案」が取りまとめられている<sup>1)</sup>。

その後、2005年6月29日の第162回国会で会社法は成立し、そこで渡辺孝男氏（法務委員長

<sup>†</sup> 立教大学大学院経済学研究科 E-mail: 22qa002y@rikkyo.ac.jp

1) 改正の背景としては、旧商法が片仮名の文語体で表記されていたことや、重要な規定が複数の法律に分散していたこと、そして、会社法制自体が短期間で複数の改正が講じられていたことなどがあげられる（相澤・郡谷 2005, 11-12頁）。

(肩書きは当時のもの。以下、同。))は、「本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、会社に関する法制について、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大、合併等の組織再編成に関する手続の整備、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によって一体のものとして再編成しようとするもの」(第162回参議院会議録第28号、17頁)との見解を示した。

上の経緯により、旧商法は会社法<sup>2)</sup>(平成17年法律第86号)へ法形態を改めることとなり、企業会計ならびに法人税法は、当然のことながらその影響を受けた。本稿においては、会社法の改正論点の中でも、とりわけ「剰余金の配当」に着目し、企業会計と法人税法が講じた対応について整理する。

## 2. 会社法(平成17年法律第86号)の概要——剰余金の配当に焦点を当てて——

会社法(平成17年法律第86号)において、資本剰余金と利益剰余金は併せて「剰余金<sup>3)</sup>」として第446条に定められた<sup>4)</sup>。その役割として、相澤・岩崎(2005、33頁)は「第一は、剰余金の額を減少させて資本金の額または準備金の額を増加させる場合(会社法450条、451条)において、減少させる額の限度を画する額としての意味である(会社法450条3項、451条3項)。第二は、分配可能額を算定する場合の要素となることである(会社法461条2項1号)」と述べている。このように、剰余金は株主に対して配当すること(以下、「剰余金の配当」という。)が許容されるようになった(会社法453)。

### (1) 統一的な財源規制——旧商法との相違点——

会社法第453条の「剰余金の配当」に含まれるのは、旧商法における「利益の配当(旧商法290①)」、「中間配当(旧商法293の5③)」、「減資(旧商法375①)」、「法定準備金の減少(旧商法289③)」の四つである。さらに、そこに「自己株式の取得等(旧商法210③④)」を加えることによって、統一的に財源規制がかけられた(会社法461①<sup>5)</sup>)。

---

2) 旧商法における「商法第二編」、「有限会社法」、「商法特例法」の三つが統合されたものである。なお、会社法施行に伴い、2006年2月7日には「会社法施行規則」、「会社計算規則」、「電子広告規則」が交付された。

3) 資本剰余金および利益剰余金という文言が用いられるようになったのは、企業会計原則が公表されてからである。詳しくは新井(1994、18-19頁)を参照。

4) 資本金は会社法第445条第1項に、準備金は同法第445条第4項にそれぞれ定められている。

5) 剰余金の配当が行われた際には、会社計算規則第45条により準備金を積み立てることが要請される。配当原資がその他資本剰余金とその他利益剰余金の二種類である場合において、準備金が資本金の1/4未満であった際には、配当額の1/10か、あるいは資本金の1/4に達していない準備金の

旧商法上の複数の規定が統合されたことについて、増子（2006, 45頁）は、「剰余金の配当も自己株式の有償による取得も、株主に対して金銭等を分配するという行為では本質的に共通している」との見解を示し、各項目の実態に鑑みた立法対応を評価している。しかしながら、壹岐（2008, 46頁）は、「現象面からみればそのとおりでも、源泉面からみれば、『資本の払戻し』と『利益の配当』とではその性格は異なる」と指摘した。すなわち、会社法では株主に対する行為自体が重要視されているが、資本と利益の区別について考慮すると、これらは別個の項目として解されるべきであろう<sup>6)</sup>。

なお、このような立法措置が講じられた要因として、大島（2005, 52頁）は、「このきっかけとなったのは減資差益の改正です。減資差益は従来資本に組み入れるのと、欠損補填にしか使えなかったのですが、それを『その他資本剰余金』として剰余金に充てて配当に回してもいいという改正が平成13年になされました。（中略）これによって、資本と利益の垣根が非常に低くなってきた」と言及している。要するに、2001（平成13）年6月29日付で公布された「商法等の一部を改正する等の法律」において、減資差益がその他資本剰余金とされ、実質的に配当原資として用いられるようになったことが本改正の原因と捉えられる。

## (2) 分配可能額の算定について

剰余金の配当に係る分配可能額<sup>7)</sup>に関しては、改正前は旧商法第290条第1項および旧商法施行規則第124条に配当可能限度額が定められていたが、会社法では、最終事業年度（会社法224）の末日における剰余金の額が出発点となるよう整備された（会社法446一、会社計算規則177）。ここで、旧商法と会社法における算定方法は、同様の規定ぶりであるとの指摘もあるが（江頭2009, 604頁）、そこには、「会社法の施行に併せて、資本の部が純資産の部に変わるなど、資本が差額概念であることがより一層明確化されるとともに、各種の評価差額金等、分配可能額の算定上、その取扱いが難しいものが増加しているという事情がある」（相澤・郡谷2006a, 36頁）との背景が存在している。

以上より、分配可能額は次のように控除項目と加算項目を考慮することによって算出される<sup>8)</sup>。

---

不足額のうち低額であるほうを準備金として、各々の剰余金配当割合を乗じた額を計上する（会社計算規則45①二イ、会社計算規則45②二イ）。

6) 万代（2007, 17頁）は、「会計上の利益と、会社法上の剰余金ないし分配可能額との関係は基本的に絶たれた」と述べ、会計サイドと会社法の乖離を指摘している。

7) 詳しくは、秋坂（2006b）および秋坂（2007）を参照。

8) 純資産額が300万円を下回る場合には、「配当後に最低限の責任財産は保持することが債権者保護のために必要」（小林2006, 28頁）であることから、剰余金を配当することは許容されない（会社法458, 会社法461②六, 会社計算規則186六）。



図表2 資本の部の係数における変動

減少項目	増加項目	条文	株主総会の決議
資本金	資本準備金	会社法 447①二 会社法 309②九 会社計算規則 49①一 債権者保護手続法 449	特別決議
	その他資本剰余金	会社法 447① 会社法 446③ 会社法 309②九 会社計算規則 50①一 債権者保護手続法 449	
資本準備金	資本金	会社法 448①二 会社計算規則 48①一	決議
	その他資本剰余金	会社法 448 会社計算規則 50①二	
その他資本剰余金	資本金	会社法 450①② 会社計算規則 48①二	
	資本準備金	会社法 451①② 会社計算規則 49①二	
利益準備金	その他利益剰余金	会社法 448① 会社計算規則 52①一 債権者保護手続法 449	
その他利益剰余金	利益準備金	会社法 451①② 会社計算規則 51①	

(出所)：壹岐(2008, 41頁)を筆者一部修正。

ここで、旧商法において利益準備金の資本組入れ(旧商法 293ノ3)と、配当可能利益の資本組入れ(旧商法 293ノ2)は認容されていたが、会社法では利益準備金とその他利益剰余金は資本金へ組み入れられないこととなった。これについては、会社計算規則第48条第1項第1号「法第四百四十八条の規定により準備金(資本準備金に限る。)の額を減少する場合」と、同条項第2号「同条(四五〇条)第一項第一号の減少する剰余金の額(その他資本剰余金に限る。)に相当する額」にあるように、資本準備金とその他資本剰余金に減少項目が限定された。これらの規定に関して、宮崎他(2006, 39頁)は、「資本と利益の混同の禁止について、会社法の立法に際し、会社法が独自に例外を設けることは適切でないという整理がなされたことを反映するものである。このように、会社法は、資本と利益との混同の禁止を維持している」と述べ、旧商法と比して資本と利益の区別が厳格化されたとの見解を示している<sup>9)</sup>。

9) 同様の見解として、壹岐(2008, 42頁)がある。

しかしながら、この点については批判が多く、具体的には、会社法第448条および第450条第1項第1号において、資本金への組入れが許容される準備金と剰余金の範囲は、会社計算規則で定められるよう明記されていない旨指摘された。たとえば、秋坂（2006a, 28頁）は、「このような規制を資本と利益の区分の原則だけに求めることができるかについては疑問が残る。（中略）会社法の規定からではこのような規制が読み取れず、このような事項に関する委任規定も会社法に設けられていないことからすれば、過剰な規定」と言及している<sup>10)</sup>。

結果として、本規定に係る問題は、2009（平成21）年の会社計算規則の改正（平成21年法務7号）により、会社計算規則第48条が第25条に改正されることで解消された。そこでは、旧会社計算規則第48条第1項第1号と同条項第2号の括弧書きにあった「資本準備金に限る。」および「その他資本剰余金に限る。」が削除されている<sup>11)</sup>。

#### （4）小括 ― 剰余金の配当に係る資本と利益の区別 ―

会社法においては、剰余金の配当原資がその他資本剰余金であるのか、その他利益剰余金であるのかという規定は設けられていない<sup>12)</sup>。これに関して、「座談会・新会計基準と会社計算規則の関係と実務対応」の郡山大輔氏（前法務省民事局付）には次のような発言がある<sup>13)</sup>（弥永他 2006, 18-19頁）。

「分配可能額という観点からすれば、利益と資本の混同はまったく差し支えない。誤解を恐れずに申し上げれば、ここを分けることには何ら意味はなくて（中略）剰余金なのか、資本金なのか、それとも一応分配可能額には含まれないものの欠損が生じたときには自由に取り崩せる準備金なのかと、法律的な位置づけを分けるとすれば、その三つの区分だけが重要であって、その内訳が利益性なのか資本性なのかには特に興味がない」

一方、その区別は厳格に行うべきとの意見もあり、鈴木（2005, 107頁）は、「株主から払い込まれた元手と、それを企業活動で運用して得た成果を区別して報告することが、株主に対する経営者の受託責任の遂行状況を明らかにするという観点から必要であり、そのためには元手の一部である資本準備金その他資本剰余金と、成果の留保である利益準備金その他利益剰余金を、区別して表示することも必要」であると指摘した<sup>14)</sup>。このように、会社法上では剰余金に

10) 増子（2006, 52頁）、江頭（2008, 599頁）等。

11) 会社計算規則第29条第2項第1号では、利益剰余金を減少させることで資本金を増額させるよう定められた。

12) その他資本剰余金とその他利益剰余金のいずれを減少させるのかという決定手続きに関しても規定されていない（会社法 454①）。

13) 宮崎他（2006, 38頁）、増子（2006, 44頁）等。

14) 岡村（2008, 92-93頁）は「『その他資本剰余金』、『その他利益剰余金』の区分は、会社計算規則が、

係る資本と利益の区別は分配可能額の面から不要とされていたが、株主抛出部分と法人稼得利益の峻別の観点からは必要不可欠といえる。

なお、上の問題は会社法施行に伴い突如として発生したものではない。具体的には2001（平成13）年6月商法改正以降であり、当時の商法改正について大島（2007, 76頁）は、「それまで使途が厳重に制限されていた減資や減資準備金についての規制が緩和されて、資本剰余金を通ずることにより利益配当への門戸が開かれた。これは従来の資本と利益の区分原則から考えると画期的なこと」と言及している<sup>15)</sup>。すなわち、旧商法の時代から資本と利益の垣根は低下しており、その状況を明確化させたものが会社法<sup>16)</sup>であると解される。

### 3. 企業会計サイドの対応

企業会計基準委員会は、資本の部に対して次のような措置を講じた。

図表3 会社法施行に伴う企業会計基準委員会の対応

公表年月日	企業会計基準・適用指針
2005年12月5日	企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」
2005年12月27日	改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」 改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」 改正企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」

(出所)：企業会計基準委員会（2005 a-e）より筆者作成。

#### (1) 「純資産の部」の公表

図表3のうち、2005年12月5日に公表された企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」においては、貸借対照表に純資産の部が定められ、資本の部は削除

---

企業会計と同様に資本と利益を区別する立場から行うものであるが、そこには会社法における剰余金の規定およびその基礎にある考え方との不整合が認められる」と述べている。

15) 同様の見解として、山本他（2006, 66頁）がある。

16) 会社法に関して大島（2013, 394頁）は、「旧商法時代と大きく違う点は、資本金の拘束性が緩やかになった点である。資本金の額は増加することはあっても減少することはない状況からようやく自由に減少できる時代に移った」と評価した。

されることとなった。これは、必ずしも資本とはならない資産と負債の差額部分に関して、貸借対照表上に正しく示すことが目的であり（秋葉 2006, 56頁）<sup>17)</sup>、また、その表示については、企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」の第3項に次のように定められている<sup>18)</sup>。

図表4 純資産の部の表示

(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)
I 株主資本	I 株主資本
1 資本金	1 資本金
2 新株式申込証拠金	2 新株式申込証拠金
3 資本剰余金	3 資本剰余金
(1) 資本準備金	
(2) その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
4 利益剰余金	4 利益剰余金
(1) 利益準備金	
(2) その他利益剰余金	
××積立金	
繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	
5 自己株式	5 自己株式
6 自己株式申込証拠金	6 自己株式申込証拠金
株主資本合計	株主資本合計
II 評価・換算差額等	II 評価・換算差額等
1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金
2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益
3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金
	4 為替換算調整勘定
評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計
III 新株予約権	III 新株予約権
	IV 少数株主持分
純資産合計	純資産合計

(出所)：企業会計基準委員会（2005e）より筆者作成。

17) 大島（2009, 166頁）も同様の見解を示している。

18) 純資産の部の公表に際して、税法においては、新株予約権は負債の部に含め（法令 8①十六イ等）、繰延ヘッジ損益の額は資産あるいは負債の帳簿価額に含めることとした（法令 121の5④）。詳しくは、青木（2006, 245-246頁）を参照。



## (2) 改正企業会計基準第1号および同適用指針第2号、第3号について

純資産の部の創設に加えて、企業会計基準委員会は、2002年2月21日に公表した企業会計基準第1号、企業会計基準適用指針第2号および第3号を2005年12月27日付で改正した。改正企業会計基準第1号および同適用指針第2号に関しては、「法定準備金の取崩」と記載されていた部分が「準備金の額の減少」に変更されることとなった。また、資本の部が純資産の部になったため、各々に定められる資本の部の区分に係る規定と表示も併せて削除されている<sup>19)</sup>。

ここで、改正企業会計基準第1号第61項には、「資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められない。ただし、利益剰余金が負の残高のときにその他資本剰余金で補てんするのは、資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと考えられる。(中略) 負の残高になった利益剰余金を、将来の利益を待たずにその他資本剰余金で補うのは、払込資本に生じている毀損を事実として認識するものであり、払込資本と留保利益の区分の問題にはあたらない」とある。すなわち、マイナスの利益剰余金額が計上された際にはその他資本剰余金で補うことが許容されているが、なぜ利益剰余金の不足分を資本によって補てんする旨定めたのであろうか。

この点については、相澤他(2006, 27頁)が「いわゆる欠損、その他利益剰余金がマイナスとなっている場合において、その他資本剰余金が存するときには、これを繰り入れるという処理(中略)については、計算規則52条1項3号の規定を設けることにより、企業会計の慣行として許容される限り、そのような処理をも認める余地を残している」との見解を示している。しかしながら、壹岐(2008, 43頁)が、「利益剰余金の負の残高を繰り越し、それを将来の利益によって補てんする方法が何故に考えられないのか疑問である。(中略) 企業会計基準第1号には、期末時点で生じている払込資本の内部に生じているマイナス要素は消去せねばならないという考えが潔癖なほどに強い」と指摘するように、翌期以降の利益で補てんするなどの措置を講じることも想定されよう。

なお、改正企業会計基準適用指針第3号では、金銭による配当が行われた際における「受取側」の会計処理が示された。本適用指針に関しては、その他資本剰余金の処分による配当が行われた際の配当財産が金銭<sup>20)</sup>である場合に限定されている<sup>21)</sup>。

## (3) 小括 ― 会社法施行に対する企業会計側の姿勢 ―

会社法施行に対する企業会計サイドの対応としては、岸田(2006, 23頁)が「新会社法にお

---

19) 企業会計基準第1号に関しては、2006年5月1日に会社計算規則(平成18年財務省令 第13号)が施行されたことにより、2006年8月1日に再度改正が講じられた。

20) 配当財産が金銭以外の場合においては、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」に委ねられる。

21) この規定に関しては、斎藤(2012, 23頁)が「資本剰余金を源泉とする配当について、受取側がそれを投資勘定の減額に充てることを求める現行の会計基準は、少なくとも現状では合理的な論拠を十分に提示できていないことを認めるほかはない」と批判した。

ける剰余金分配制度は、改正前商法の利益配当制度と大きく変わるものであるため、法学理論のみならず、会計理論にも大きな影響を与えるもの」と述べるように、大幅な対応が講じられる帰結となった。

ただし、資本の部を削除して純資産の部を創設するといった企業会計側の措置は、会社法の改正内容を反映させたものではなく、これについて安藤（2006, 25頁）は、「配当規制を反映したものではなく、企業会計原則に本来的な『資本と利益の区別』を反映したもの」と言及している。本節で検討した対応は、資本と利益を明確に区分するという企業会計側の独自姿勢に則ったものであると捉えられる。

#### 4. 2006（平成18）年度税制改正——資本剰余金の額の減少を伴う配当の取扱い——

会社法上、旧商法における有償減資（旧商法 375①）が剰余金の配当（会社法 453）に含まれたことは先述のとおりである。その状況を前提として資本の払戻しが行われると、税務上はその他資本剰余金からの配当が行われたものとして、その全額がみなし配当（旧法基通 3-1-7の5）の対象になる。

しかしながら、ここで留意すべきは、2001（平成13）年度税制改正から有償減資にはプロラタ計算式が適用されていることである（旧法 61の2⑦、旧法令 119の9）。この点については、秋坂（2005, 179頁）が「会社法には、有償減資という概念がありません。つまり、資本の払戻という発想はないのです。減少した資本金を剰余金として配当するので、それはその他資本剰余金の配当になります。現在の税務上の取扱いをそのままとして考えますと、その他資本剰余金の配当は配当課税となります。しかし現在、有償減資は資本取引ですから、プロラタで計算しています。このような違いをどうするのかということが問題」と指摘するように、それらの整合性が懸念されていた<sup>22)</sup>。

上の状況を踏まえて本節では、2006（平成18）年度税制改正において、資本剰余金を原資とする配当に係る改正論点を整理する。

##### (1) 資本金等の額の創設

まず、資本の部に関しては、旧法人税法第2条第17号の資本積立金が廃止され、法人が株主等から出資を受けた金額として「資本金等の額」（法 2十六）が定められた<sup>23)</sup>。その詳細については、法人税法施行令第8条に委ねられており、「資本金等の額は、資本金の額又は出資

---

22) 鈴木（2005, 108頁）も併せて参照。

23) 利益積立金額（法 2十八）に関しても、「法人の所得の金額で留保している金額」としてその概念が明確化された。また、その詳細については法人税法施行令第9条に増加項目と減少項目が定められている。

金の額と、前事業年度までの資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計した金額」(青木2006, 242頁)とされている<sup>24)</sup>。

2006(平成18)年度税制改正における税務貸借対照表は次のとおりである。

図表5 2006(平成18)年度税制改正における税務貸借対照表

資産	負債	
	(法 法 2 十 六)	資本金の額または 出資金の額
		上記以外の金額 (法令 8)
利益積立金額(法法 2 十八)		

(出所): 佐々木・小原(2006, 50頁)を筆者一部修正。

このように、資本金等の額が創設されたことは本改正の大きな論点のように見受けられる<sup>25)</sup>が、税務貸借対照表の中身については、改正前後で大幅な変化はない。この点について、朝長(2006, 18頁)には下記の記述がある<sup>26)</sup>。

「資本金と資本積立金額を一つにして『資本金等の額』とした点は、税制においては株主からの拠出を2つに分ける必然性がないことからすると、税制における資本の考え方を独自に整理する出発点となり得るもので、本来は、非常に意義のある改正であると考えられるものである。しかし、残念なことに、この改正に関しては、従来の『資本等の金額』を『資本金等の額』と呼び変えただけであるとの説明が随所でなされるのみで、税制において資本をどのように整理するべきであるのかという点に関して検討を深めて改正に反映させるということが行われたのかという点に関しては、疑問がある」

以上を踏まえると、資本の部に係る対応は、企業会計基準委員会が公表した純資産の部の表

24) 増加項目と減少項目の詳細については、青木(2006, 242-243頁)を参照。なお、このような計算方法になった理由として、垂井(2006, 43頁)は、「会社法が『剰余金の配当』を定時株主総会決議に限らず、いわゆる期中においても複数回にわたって剰余金の配当を行うことを認めたことによる」と言及している。

25) これに関しては、岸田(2006, 23頁)を参照。

26) 水野(2006, 14頁)、高田(2008b, 32頁)等。

示のように抜本的な措置であったとは言い難い。

## (2) 剰余金の配当に関して

税務上、剰余金の配当に関しては、利益剰余金を原資とする配当には法人税法第23条第1項第1号<sup>27)</sup>「剰余金の配当（株式会社に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割によるもの及び株式分配を除く。）」が、資本剰余金を原資に含む配当については、同法第24条第1項第3号「資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに出資等減少分配をいう。）」が各々適用された。とりわけ後者に関しては、減少する資本剰余金額を資本の払戻し部分<sup>28)</sup>とみなし配当部分<sup>29)</sup>に按分する、いわゆる「プロラタ計算式」が適用されることとなった（法令 8①十九，法令 23①三）。

### 【プロラタ計算式（法令 8①十九，法令 23①三，法令 9①七）】

資本の払戻し部分

$$= \text{払戻等対応資本金額等} \times \frac{\text{払戻法人の払戻し等に係る株式数}}{\text{株式の総数}}$$

払戻等対応資本金額等

$$= \frac{\text{資本の払戻しの直前の資本金等の額} \times \text{資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額（減少資本剰余金額）}}{\text{前事業年度末の簿価純資産価額（前事業年度末後に資本金等の額の変動があった場合には、これを加減算した金額）}}$$

みなし配当 = 減少資本剰余金額 - 資本の払戻し部分

(注1) 分数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げること。

(注2) 分数が1を超える場合には、1とすること。

上記プロラタ計算式を適用した趣旨として、当時の立案担当者である佐々木浩・小原一博氏

27) 利益剰余金を原資とする配当に関しては、利益積立金額から減額するよう要請された（法令 9①七）。

28) 法人株主においては、資本の払戻し部分を株式の譲渡収入と捉え、譲渡原価は帳簿価額に譲渡対価を算定する際の払戻資本割合を乗じることで譲渡損益を認識する（法法 61の2⑯，法令 119の9①）。

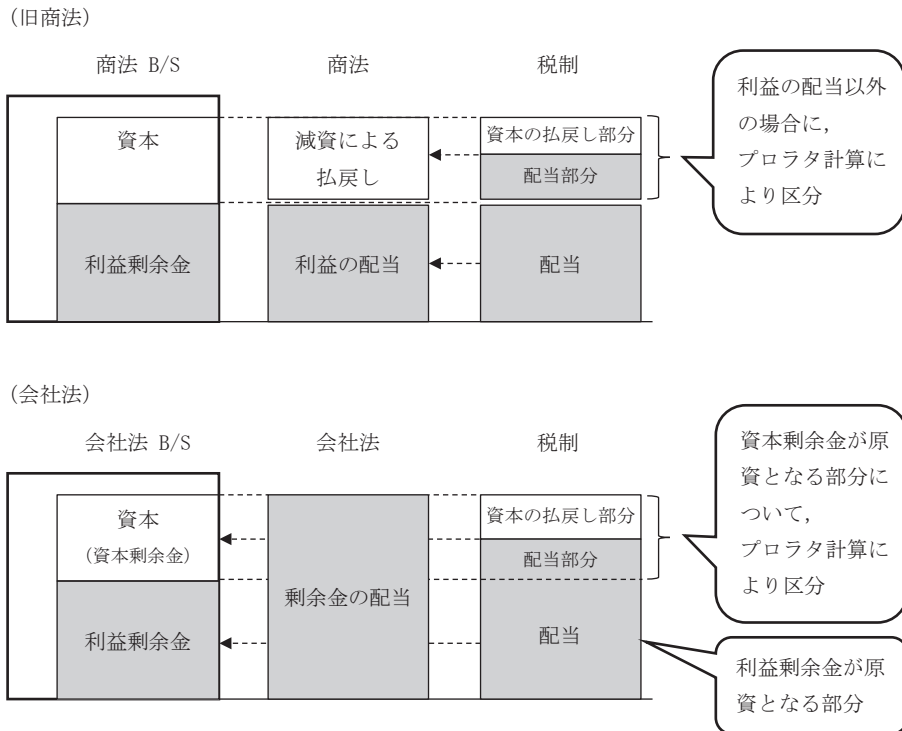
29) 交付した金銭等の額が減少資本剰余金額を超過した場合にみなし配当として税務処理が行われる（法令 9①七）。

(財務省主税局税制第三課)は、「税制は、所得に課税するという考え方に立って、払込資本と課税済利益の区別は依然として重要と考え、従来からの資本と利益の区別を維持することを基本とすることとしています。このため、剰余金の配当については、(中略)原資の区分を見て取扱いを決めることとしたところです。すなわち、利益剰余金が原資となる部分は配当とし、資本剰余金が原資となる部分についてはプロラタ計算によって資本の払戻しに相当する部分と配当部分とに区分して取り扱う」(佐々木・小原 2006, 34頁)と述べている。要するに、税務上においては、配当原資に応じて処理を行うことが要請された。

ここで、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当(以下、「混合配当」という。)が行われた際には、それらのいずれを先行して配当するかに応じて税負担に差異が生ずる「先後関係問題<sup>30)</sup>」が懸念された。そのため、配当原資全体を資本の払戻しとして法人税法第24条第1項第3号が適用されることとなっている(長井 2011, 99-100頁)。

旧商法および会社法上と、税務上における配当の取扱いを比較したものが図表6である。

図表6 剰余金の配当に係る税務上の取扱い



(出所)：『改正税法のすべて〔平成18年度版〕』(262頁)を筆者一部修正。

30) 先後関係問題を検討した文献として、松永(2023a)がある。

### (3) プロラタ計算式の意義

資本剰余金を原資に含む配当にプロラタ計算式が適用されたことについて、大島（2014, 282頁）は、「会社法がそれまで別々であった資本の戻入れと利益配当を剰余金の配当という一つの配当に統合したとはいえ、法人税法はその一本化には乗れず、プロラタ方式という苦肉の方式を選んで会社法と法人税法の二つの矛盾した立場にブリッジをかけた」と述べ、山本他（2006, 68頁）は「資本剰余金の減少に伴うものは、従来の資本の払戻しと考えてプロラタ計算につなげていくということになっていますから、税法の立場からすると基本立場はまったく変わっていない。会社法の構成が変わったので、それに応じて多少変えてきたというだけ」と言及した<sup>31)</sup>。このように、プロラタ計算式によって税法の基本的な立場を維持したとの意見は多く見られる<sup>32)</sup>。

その一方で、税務上の取扱いが複雑化したとの批判もあり、たとえば朝長（2012, 33頁）は、「会社法に依存した処理を行うことによって、法人税法における取扱いの理論的な説明が難しくなったり、実態に合わない取扱いとなってしまった部分がいくつか見受けられるわけであるが、この『資本の払戻し』の取扱いに関しても、もう少し検討の余地があった」と指摘した<sup>33)</sup>。

以上のように、資本剰余金からの配当には見解の対立が生じていたものの、2006（平成18）年度税制改正前の有償減資と同様の取扱いが適用されたことは当然の帰結といえよう。

### (4) 払戻資本割合の分子に対する批判

2006（平成18）年度税制改正前、有償減資に適用されていたプロラタ計算式の払戻資本割合の分子は、「交付した金銭の額等の合計額」であった（旧法法 61の2⑦、旧法令 119の9）。これに関しては、渡辺（2021, 697頁）が「商法上の資本剰余金がいくらであっても、交付額が決まれば、みなし配当の額は純資産簿価に対する資本等の金額の割合から自動的に決まること、すなわち、商法上の配当原資（どこから払い出されたのか）にかかわらず、法人税法上は一種の割り切りによってみなし配当となる金額が決定されていた」と述べるように、旧商法上の資本剰余金の額にかかわらず、みなし配当部分が算出される構造になっていた<sup>34)</sup>。しかしな

---

31) 同様の見解として、園浦（2015, 546頁）がある。

32) なお、プロラタ計算式が適用されたことによる効果として、成道（2007, 53頁）は、「意図的に配当課税を免れるために資本剰余金を優先して配当の原資とすることを防止するためにプロラタ方式を用いた」と述べ、鈴木（2018, 78頁）は、「課税済所得の再課税と株主への課税機会の喪失を回避する」と言及している。

33) プロラタ計算式の代替案として、成道（2007, 54頁）は、「税法からは、利益剰余金があれば、たとえ資本剰余金を配当に回したとしても、まずは利益剰余金から配当に回したとして課税関係をみていけばよい」と指摘した。

34) この点について、藤井（2019, 109頁）は、「平成13年度改正時の規定では、分子は交付金銭等とされており、法人の経理処理にかかわらず、資本金等の額と利益積立金額の全体について、完全な形でプロラタ計算が適用されていた」と評価している。そのほか、小山（2009, 76頁）は2001年当時の

がら、本改正によってその分子は「減少資本剰余金額」に変更されており、『改正税法のすべて〔平成18年度版〕』には次のような記述がある（青木 2006, 256-257頁）。

「資本剰余金の減少額の範囲内でまず資本金等の額が減少し、交付した金銭等の額（中略）のうちその減少資本金等の額を超える部分の金額が利益積立金額の減少額（株主にとってはみなし配当の額）となります。つまり、資本剰余金原資部分は資本金等の額と利益積立金額との比例的減少と、利益剰余金部分は利益積立金額の減少となるということです。」

この点について、小山（2009, 76-77頁）は、「税制改正後は『減少した資本剰余金の額』を分子にすることにより、結果的に不規則的な取扱いを許容する要因になったものと思慮するものである。課税実務上、疑問なしとはしない」と批判している。それに加えて、岡村（2021, 142頁）は、「資本の払戻しに関する施行令規定割合を、減少した資本剰余金の額によることとした。これは、資本剰余金の汚れ（利益の混入）を課税関係に持ち込む」との見解を示した<sup>35)</sup>。

以上のように、会社法上、利益性の項目を含む可能性がある資本剰余金額をプロラタ計算式の払戻資本割合の分子として税務処理を行うことは、資本の中に利益の要素を混入させることを意味している。

#### (5) 小括——2006（平成18）年度税制改正以降——

2006（平成18）年度税制改正の翌年に行われた2007（平成19）年度税制改正では、資本の払戻しの計算要素にゼロあるいはマイナスが生ずる際の立法対応が講じられた。具体的には、資本金等の額がゼロ以下のケースにおける払戻資本割合はゼロとし、その全額がみなし配当（法令 23①三、法令 8①十九）となった。さらに、資本金等の額がゼロを超え、かつ払戻資本割合の分母がゼロ以下の場合には、その割合は1になるよう整備されている（法令 23①三、法令 8①十九）<sup>36)</sup>。

その後、資本剰余金を原資に含む配当については、一件の裁決（国税不服審判所平成24年8月15日裁決事例集第88集206頁）および「国際興業管理事件<sup>37)</sup>」と称される税務訴訟が発生した。ここで後者に関しては、混合配当の税務上の取扱いと、プロラタ計算を定める政令（旧法令 23①三）の適法性が争点となり、世間の耳目を集めることとなった。

---

プロラタ計算式を「どこを切っても金太郎飴」と表現した。

35) そのほか、渡辺（2021, 698頁）は「平成18年度改正後は会社法上の原資によって左右される」と述べている。

36) 本改正を取り上げた論考として、大島（2007）がある。

37) 国税不服審判所平成27年2月23日東裁（法）平26第73号、地裁判決（東京地判平成29年12月6日税資267号順号13095）、高裁判決（東京高判令和元年5月29日税資269号順号13276）、最高裁判決（最判令和3年3月11日民集75巻3号418頁）である。本事件の詳細については、松永（2023c）を参照。

なお、上の問題については、2022（令和4）年度税制改正で法人税法施行令第23条第1項第4号が改正され、資本の払戻し部分の上限が減少資本剰余金額とされたことにより解決に至っている<sup>38)</sup>。

## 5. むすびに

本稿においては、2006年5月1日に施行された会社法（平成17年法律第86号）の中でも「剰余金」に係る改正論点を確認し、企業会計と法人税法が講じた対応を整理した。とりわけ法人税法においては、旧商法で個別に規律されていた有償減資を含む複数の項目が「剰余金の配当」（会社法 453）に統一されたことによる影響が顕著であった。

以上を踏まえて、現行税制上留意すべきは混合配当である。その取扱いとしては、配当原資全体を資本の払戻し（法法 24①四）としてプロラタ計算を適用することはすでに述べたとおりである。が、これについては、いかなる要件が揃うと混合配当に該当するのかが不明瞭であることから、配当手段に応じてそこから生ずる税負担には差異が生じている（松永 2022, 139頁）。

この点に関しては、資本金等の額と利益積立金額を合算した簿価純資産額の状況や、有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係など、混合配当の税負担に影響を与える複数の要素を勘案する必要がある<sup>39)</sup>。したがって、別稿にて詳述することとしたい。

### 【参考文献】

- 相澤哲・郡谷大輔（2005）「新会社法の解説（1）会社法制の現代化に伴う実質改正の概要と基本的な考え方」『商事法務』第1737号，11-20頁。
- 相澤哲・岩崎友彦（2005）「新会社法の解説（10）株式会社の計算等」『商事法務』第1746号，26-41頁。
- 相澤哲編（2006）『立案担当者による新・会社法の解説』商事法務。
- 相澤哲・郡谷大輔（2006a）「新会社法関係法務省令の解説（9）分配可能額〔上〕」『商事法務』第1767号，34-46頁。
- 相澤哲・郡谷大輔（2006b）「新会社法関係法務省令の解説（10）分配可能額〔下〕」『商事法務』第1768号，17-27頁。
- 相澤哲・郡谷大輔・和久友子（2006）「会計帳簿」『商事法務』第1764号，12-27頁。
- 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔（2006）『論点解説新・会社法：千問の道標』商事法務。
- 青木孝徳（2006）「改正税法のすべて〔平成18年度版〕」財務省。
- 秋坂朝則（2005）「会社法における計算規定について」『租税研究』第673号，168-180頁。
- 秋坂朝則（2006a）「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』第58巻第6号，25-30頁。

38) 2022（令和4）年度税制改正が混合配当の税負担に与えた影響に関しては、松永（2022, 145頁）を参照。

39) 混合配当に係るタックス・インセンティブについては、松永（2022）および松永（2023d）で検討している。



- 秋坂朝則（2006b）「剰余金の分配可能額の計算構造とその問題点（上）」『企業会計』第58巻第12号、113-121頁。
- 秋坂朝則（2007）「剰余金の分配可能額の計算構造とその問題点（下）」『企業会計』第59巻第1号、142-149頁。
- 秋葉賢一（2006）「純資産の部の表示基準について—企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』の概要」『企業会計』第58巻第3号、54-60頁。
- 新井益太郎（1994）「企業会計の資本取引と法人税法の資本等取引」『日税研論集』第29号、15-53頁。
- 安藤英義（2006）「資本概念の変化—資本概念をめぐる商法と会計の融合の歴史—」『企業会計』第58巻第9号、18-25頁。
- 壹岐芳弘（2008）「会社法における資本剰余金と利益剰余金の区別」『産業経理』第67巻第4号、39-48頁。
- 石川和正（2006a）「自己株式等会計基準について—改正企業会計基準第1号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準』の概要」『企業会計』第58巻第3号、61-67頁。
- 石川和正（2006b）「自己株式等及びその他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理について」『企業会計』第58巻第5号、38-46頁。
- 上西左大信（2007）「純資産の部〔資本金等の額、自己株式、剰余金の配当〕」『税務弘報』第55巻第10号、10-15頁。
- 江頭憲治郎（2006）『株式会社法』有斐閣。
- 江頭憲治郎（2008）『株式会社法 第2版』有斐閣。
- 江頭憲治郎（2009）『株式会社法 第3版』有斐閣。
- 大島恒彦（2005）「会社法現代化における資本と利益の考え方」『租税研究』第671号、51-63頁。
- 大島恒彦（2006）「剰余金の配当とその税務」『租税研究』第680号、67-94頁。
- 大島恒彦（2007）「マイナスの『資本金等の額』とみなし配当問題」『租税研究』第697号、67-79頁。
- 大島恒彦（2009）「『資本の部』から『純資産の部』への転換の意義と税務への影響を考える」『租税研究』第717号、165-181頁。
- 大島恒彦（2013）「剰余金配当における資本と利益の区分問題」『租税研究』第763号、385-403頁。
- 大島恒彦（2014）「資本と利益の同時、混合配当に関する裁決事例（平成24年8月15日審判所裁決）の争点とその問題点」『租税研究』第771号、260-287頁。
- 太田達也（2006）「会社法の計算規定について—新しい会計・税務実務—」『租税研究』第682号、4-25頁。
- 岡村忠生（2008）「法人課税の基本問題と会社法制—資金拘束とインセンティブ—」『税法学』第559号、69-105頁。
- 岡村忠生（2021）「資本剰余金からの脱却—分配に対する課税について—」『税法学』第586号、131-151頁。
- 小山真輝（2009）「配当に関する税制の在り方—みなし配当と本来の配当概念との統合の観点から—」『税務大学校論叢』第62号、1-96頁。
- 掛川雅仁（2006）「剰余金の分配と内部留保」『税理』第49巻第7号、49-59頁。
- 川崎聖敬（2006）「新会計基準解説 企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』及び企業会計基準適用指針第8号『貸借対照表の純資産の部表示に関する会計基準等の適用指針』について」『税経通信』第61巻第3号、166-172頁。
- 企業会計基準委員会（2005a）「改正企業会計基準第1号 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/jikokabu.pdf>）（最終アクセス日：2023年5月29日）
- 企業会計基準委員会（2005b）「改正企業会計基準適用指針第2号 自己株式及び準備金の額の減少

- 等に関する会計基準の適用指針」(<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/jikokabu2-1.pdf>) (最終アクセス日: 2023年5月29日)
- 企業会計基準委員会 (2005c) 「改正企業会計基準適用指針第3号 その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」(<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/haitou.pdf>) (最終アクセス日: 2023年5月29日)
- 企業会計基準委員会 (2005d) 「企業会計基準第5号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/bs.pdf>) (最終アクセス日: 2023年5月29日)
- 企業会計基準委員会 (2005e) 「企業会計基準適用指針第8号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/bs2.pdf>) (最終アクセス日: 2023年5月29日)
- 岸田雅雄 (2006) 「資本についての会社法・企業会計・税法の考え方」『税理』第49巻第7号, 20-25頁。
- 小林量 (2006) 「資本(資本金)の意義」『企業会計』第58巻第9号, 26-32頁。
- 斎藤静樹 (2007) 「新会社法と会計基準」『会計』第171巻第3号, 1-10頁。
- 斎藤静樹 (2012) 「資本と利益の区分と剰余金の区分: 資本剰余金を原資とする配当にふれて」『企業会計』第64巻第1号, 17-24頁。
- 坂本雅士 (2020) 「混合配当をめぐる課税問題—最高裁判決を前にして—」『会計』第198巻第5号, 28-42頁。
- 坂本雅士 (2021) 「混合配当に係る最高裁判決を受けて—残された課題—」『会計』第200巻第5号, 28-39頁。
- 佐々木浩・小原一博 (2006) 「平成18年度税制改正(法人税関係)について 会社法制定に伴う整備等を中心に」『租税研究』第681号, 31-84頁。
- 鈴木一水 (2005) 「増減資・自己株式等の資本等取引に係る課税上の諸問題」『租税研究』第669号, 106-115頁。
- 鈴木一水 (2018) 「第10回 会計と税務の接点と乖離 資本等取引」『税研』第33巻第6号, 75-80頁。
- 園浦卓 (2015) 『企業取引と税務否認の実務—税務否認を巡る重要裁判例の分析—』(太田洋・伊藤剛志編著) 大蔵財務協会。
- 第162回国会 (2005) 「参議院会議録」第28号 (その二)。
- 高田正昭 (2008a) 「純資産の部を巡る会社法, 会計及び法人税 (その1) —会社法&会計編—」『租税研究』第702号, 93-129頁。
- 高田正昭 (2008b) 「純資産の部を巡る会社法, 会計及び法人税 (その2) —法人税編—」『租税研究』第703号, 31-64頁。
- 高橋絵梨花 (2021) 「混合配当に係る税務論点—プロラタ計算をめぐる2つの問題—」『税研』第36巻第6号, 96-101頁。
- 武田昌輔 (2006) 「会社法に対する税法のあり方を探る」『税研』第21巻第5号, 13-18頁。
- 垂井英夫 (2006) 「資本等の概念と剰余金の配当—会社法を基礎にして—」『税研』第22巻第130号, 41-48頁。
- 富田光彦 (2006) 「税法における資本金基準」『税理』第49巻第7号, 33-39頁。
- 朝長英樹 (2006) 「会社法と法人税改革」『税研』第22巻第3号, 14-19頁。
- 朝長英樹 (2012) 「『資本の払戻し』を行った法人の資本金等の額の減少額」『T & A master』第435号, 26-36頁。
- 長井伸仁 (2011) 「大規模法人に対する審理上の留意事項」『租税研究』第737号, 155-175頁。
- 中島裕二 (2004) 「『会社法制の現代化に関する要綱試案』の解説—資本の部に関する計算関係を中心に—」『租税研究』第656号, 98-110頁。

- 成道秀雄（2007）「剰余金の分配」『税研』第23巻第1号，51-56頁。
- 長谷川芳孝（2006a）「『資本金等の額』の整理」『税務弘報』第54巻第9号，16-21頁。
- 長谷川芳孝（2006b）「剰余金の配当」『税務弘報』第54巻第9号，22-25頁。
- 藤井誠（2019）「減資に関わる課税関係の検討」『日税研論集』第76号，95-125頁。
- 別冊商事法務編（2004）『会社法制の現代化に関する要綱試案に対する各界意見の分析』第273号。
- 増子敦仁（2006）「剰余金の会計」『企業会計』第58巻第9号，44-55頁。
- 松永真理子（2020）「法人税法における混合配当の取扱いとプロラタ計算について—近年の税務訴訟を題材に—」『第16回 税に関する論文 入選論文集』（公財）納税協会連合会，75-112頁。
- 松永真理子（2022）「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討—税負担を異にする要素と配当手段を勘案して—」『産業経理』第82巻第2号，139-149頁。
- 松永真理子（2023a）「混合配当における先後関係問題の再検討—その史実と現行税制に残る課題—」『立教経済学研究』第76巻第3号，249-264頁。
- 松永真理子（2023b）「配当手段と揺らぐ課税関係—利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースを対象に—」『立教経済学研究』第76巻第4号，143-162頁。
- 松永真理子（2023c）「国際興業管理事件再考—判例から読み解く資金還流のスキーム—」『立教経済学研究』第77巻第1号，219-235頁。
- 松永真理子（2023d）「混合配当の基本問題—配当順序にみる課税関係の『歪み』と『揺らぎ』—」『税務会計研究』第34号，165-179頁。
- 万代勝信（2007）「新会社法と会計基準—資本と利益の区別を中心として—」『會計』第171巻第3号，11-22頁。
- 水品靖芳（2009）「別表四・五（一）[剰余金の配当]」『税務弘報』第57巻第3号，34-44頁。
- 水野忠恒（2006）「新会社法と平成18年度法人税法の改正」『税研』第21巻第6号，12-22頁。
- 南雅樹（2006）「剰余金概念をめぐる会計と税務の相違」『税務弘報』第54巻第8号，64-70頁。
- 宮崎裕子・岩崎友彦・平川雄士（2006）「新会社法下における企業組織と租税法（6・完）剰余金の配当」『旬刊商事法務』第1781号，38-46頁。
- 弥永真生・郡谷大輔・布施伸章・有本武司（2006）「座談会 新会計基準と会社計算規則の関係と実務対応」『旬刊商事法務』第1766号，6-28頁。
- 弥永真生（2022）「法が照らす会計の深淵」『企業会計』第74巻第8号，70-75頁。
- 山田啓之（2006）「減資，100%減資」『税務弘報』第54巻第15号，28-33頁。
- 山本守之・鳥飼重和・藤曲武美（2006）「座談会 実務で気になる会社法と税務の接点」『税務弘報』第54巻第5号，61-87頁。
- 吉田博之（2008）「その他資本剰余金からの配当」『税経通信』第63巻第12号，447-454頁。
- 米谷齊（2006）「剰余金の配当」『税務弘報』第54巻第15号，43-49頁。
- 渡辺徹也（2021）「企業会計・会社法と法人税法に関する一考察—最近のルール改正案や最高裁判決を題材として—」『税法学』第586号，685-704頁。
- 渡邊芳樹（2006）「新会社法下の減資と税務・会計処理」『租税研究』第685号，112-127頁。